

## 前橋市地域クラブ 桂萱ベースボールクラブ 活動規約

### 1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

### 2. 【名称】

当クラブは、「前橋市地域クラブ 桂萱ベースボールクラブ」と称する。

### 3. 【クラブ員】

当クラブは、軟式野球競技を希望する、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

(3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

### 4. 【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者（1名）・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者（監督・コーチ）・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・監事・連絡責任者・・・クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・・・・・・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

### 5. 【会計期及び総会】

当クラブの会計期は8月1日から翌年7月末日までとし、総会は会計年度末日から三カ月以内で開催し、総会はクラブ員全員の参加を原則とする。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員を選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

**6. 【活動場所】**

当クラブの活動拠点は「桂萱中学校 第二グラウンド」とする。

**7. 【活動日時】** 当クラブの活動は 土曜日または日曜日の 8 時 30 分から 11 時 30 分  
までの

3 時間とする。

(2) 警報発令時は原則行わない。

**8. 【会 費】**

当クラブの入会時に会費として、年間の保険料金を徴収する。

(2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

**9. 【傷害保険】**

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

**10. 【研 修】**

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低 1 回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

**11. 【その他】**

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

**【附 則】** 本規約は、令和 7 年 1 月 2 5 日より施行する。